

1. 相談援助活動と法の関わり ⇒ 我々の日常生活を支える考え方
SWに関わる法律問題

ねらい：社会福祉士（ソーシャルワーカー）がとらえる権利擁護の基盤にある人権と諸権利、権利擁護の視点と方法について概観する

□ ソーシャルワークと権利擁護

1. 社会福祉がとらえる権利擁護

①社会福祉士の倫理綱領（2005）

②ソーシャルワーク専門職のグローバル定義（2014）

⇒ソーシャルワークとして権利擁護

人権と社会正義の原理を基盤として、すべての人間がかげがえのない存在としてその尊厳が尊重され、自由、平等、共生に基づく社会正義の実現を図り、社会福祉の推進とサービス利用者の自己実現を目指す

⇒社会福祉実践において利用者の意見や権利主張を側面的に支援し、権利擁護のための法制度や政策を活用して代弁・弁護していくことが社会福祉がとらえる権利擁護

2. 権利擁護の視点→「当事者をどのようにとらえるか」「当事者にどう援助者として向き合うか」

①一人ひとりがかけがえのない存在である（人権、価値、個別化）

②人はみな生きる力を持っている（人権）

③自分の人生を自分で決める権利と力がある（自己決定、自己選択、残存能力）

④あなたはひとりではない（関係性）

⑤相手を理解する際に、自分のできないことや失われた面のみならず、強みや強さに目を向ける（ストレングス）

⑥力を引き出し、強めていく（エンパワメント）

⑦人はかかわり方によって変化する存在である（変化の可能性）

⇒権利主体は当事者本人であり、その人の力を引き出すとともに、社会環境を整えて側面からの支援をしていくこと、そして時に代弁していくことが権利擁護実践である

ソーシャルワークと権利擁護

□ソーシャルワークの基盤にある人権

世界人権宣言（1948）

→人権を「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」として保障すべきもの

日本では、憲法 第11条「基本的人権の享有」に掲げられ、侵すことのできない永久の権利として位置づけ

【CHECK】世界人権宣言をより具体化し、法的拘束力をもたせたものなど

- ・国際人権規約
- ・難民の地位に関する規約、人権差別撤廃条約、女性差別撤廃条約、児童の権利に関する条約
障害者の権利に関する条約など ⇒ 人権の国際的保障を進めている

□権利擁護の内容

1. 社会福祉における権利

- ・憲法 第25条 生存権、第14条 法の下での平等、第13条 個人の尊重と幸福追求権、自己決定権

2. 福祉サービス利用者の権利

- ①福祉サービスの情報に関する援助⇒利用者側に立った情報の公開と説明への援助、利用者情報の保護や開示
- ②福祉サービスの利用への援助⇒なるべく容易な方法で利用開始に至る、迅速な対応と公正な受給資格の認定
- ③福祉サービスの量と質の向上への援助⇒利用者へのサービス内容の公開と説明、自己決定・選択の権利の尊重
- ④不服の申立てなどへの援助⇒利用者の権利が侵害されるような場合には不服申立てや苦情解決制度の利用支援
- ⑤住民本位のまちづくりへの援助⇒地方自治への住民参加と参画により主体的に地域福祉を築けるよう支援

3. 契約上の権利⇒対等な立場による関係性の構築が必要、利用者保護と利用への支援が不可欠

□社会福祉の変革と権利擁護

1. 社会福祉基礎構造改革と権利擁護

社会福祉基礎構造改革

- ・措置制度（行政処分） → 契約による利用方式（サービスの選択と契約締結による方式）
- ・してあげる、してもらう → とともに生きる
- ・援助対象としての人間 → とともに生きる存在としての人間

⇒権利擁護の実践としては、ただ単に利用者保護に留まらず、個人が人として尊厳をもって、家庭や地域のなかで、障がいの有無や年齢に関わらず、その人らしい安心のある生活が送れるために**利用者の意見や権利主張を側面的に支援したり、代弁・弁護していく**

2. 自己決定・自己選択の尊重

自己決定・自己選択が重視されることは大きな意義→自分の生き方を自分で決め、その決めたことに責任を持つ

⇒サービス利用者すべてが適切に自己決定や選択ができるか？

- ・依存的で自己決定に慣れていない人、自己決定をしてはいけないと思っている人
- ・判断能力が低下し自己決定が適切に行えない人

⇒利用者へは自分の権利を主張してもよいこと、自分らしく生きることを働きかけていく

エンパワメント

人間が本来もっている様々な力を、本人とともに、本人を取り巻く社会環境に働きかけ、外的な抑圧をなくし、また本人自身の内的な抑圧を低減していくことで取り戻していく過程であり活動

ソーシャルワーカーと法

ねらい：法の内容やソーシャルワーカーが法律を学ぶ意義について概説する

法律や制度の活用によって利用者の権利擁護を実現するソーシャルワーカーの役割をイメージする

□ 法の基礎理論

1. 法の内容

法→社会規範の一種

社会規範：道徳、宗教、慣習、礼儀など

⇒法は強制力を背景に、紛争の予防と解決という効力を持つ社会規範

2. 法の分類

①法源：裁判をするにあたって裁判官がよりどころとする基準

⇒成文法：文書の形式で制定された法、制定法ともいう

不文法：文書によって表現されていない法、慣習法、判例法、条理など

・成文法

憲法：国家の統治機構のあり方や基本原理を定める基本法

国家の最高法規、憲法の規定に反する他の法源はその効力を有しない

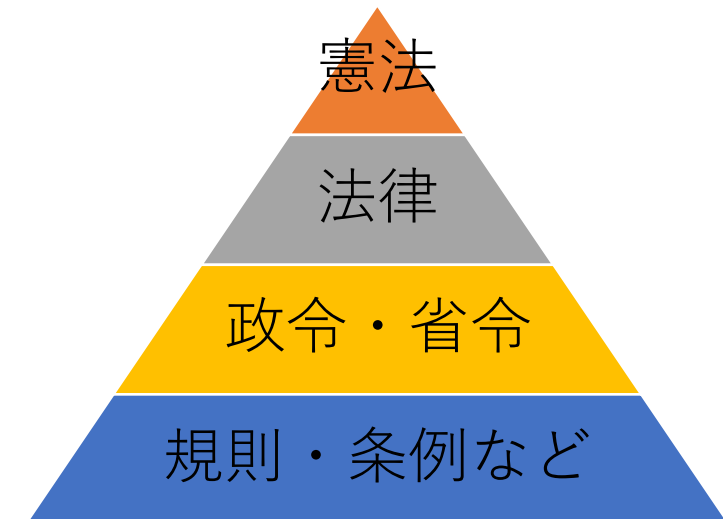
条約：国家間、または国家と国際機関との間に締結される文書による合意

法律：国民の代表機関である国会において成立した法

法律は、命令・規則および条例に優位する

命令・省令：国の行政機関が制定する法形式（政令、内閣府令、省令など）

規則・条例：地方公共団体が制定する法形式



ソーシャルワーカーと法

□ソーシャルワーカーと法

1. ソーシャルワーカーが法を学ぶ意義

ソーシャルワーカーがニーズを抱えるクライアントに適切な福祉サービスを提供するためには、社会福祉法制に対する理解が不可欠

⇒社会福祉法制に加え、国民の生活全体に及ぶ広い範囲の権利を規定する他の法律への理解を深め、必要に応じて柔軟かつ適切に活用することが求められる

- ・既存の法律や制度を理解し、活用する
- ・権利侵害の発生を予防する
- ・法整備などの社会的な変革を求めたりする

} ソーシャルワーカーによる
権利擁護

2. 相談援助において想定される法律問題

・福祉サービスの利用と契約

⇒成年後見制度や日常生活自立支援事業への理解を深め、必要に応じて適切に活用する知識と技術が必要

・消費者被害と消費者保護

⇒利用者を消費者として保護するため、消費者被害の発生を予防するとともに、発生した場合は適切な対処ができるよう、消費者保護法制についての理解が必要

・自己破産

⇒法律の専門家と連携して債務整理を図る ⇒生活再建に向けた環境調整は、専門性を発揮して主体的に取り組む

・借家保証

⇒保証契約によって発生する法律関係を考慮し、保証人を引き受ける会社やNPOなども視野に慎重に対応する

・行政行為と不服申立て

行政行為：行政庁が行政目的を実現するために法律によって認められた権能に基づいて、一方的に国民の権利義務その他の法的地位を具体的に決定する行為 ⇒行政処分

不服申し立て：国民が行政行為の是正や取り消しを請求し、その効力を消滅させるための手続き

日本国憲法の理解

□日本国憲法の全体構造

1. 憲法の特質と分類

日本国憲法の特質と基本原理

最も大切な役割⇒国民の人権保障

- ・ 国家の法秩序の中で最上位に位置し、人権侵害の危険性がある法律の制定を防ぐ（最高規範性）
- ・ 憲法の下に規定されている法律・命令・規則・条例などの法に制定根拠を与えている（授權規範性）
- ・ 国家による国民の人権侵害を防止するため国家権力の活動範囲を限定する働き（制限規範性）

2. 人権総論

①人権の種類と人権享有主体性

自由権：国家権力の介入や干渉を排除して個人の自由を確保する権利

→精神的自由、経済的自由、人身の自由

平等権：国民の条件が同じである限り、等しい取り扱いを受けるとする権利

→法の下での平等、両性の本質的平等、教育の機会均等、議員・選挙人の失格の平等

社会権：個人の存在や生活の維持に必要なさまざまな要素を国に要求する権利

→生存権、教育を受ける権利、勤労の権利、労働三権の保証

参政権：国民が政治に参加する権利

→選挙権・被選挙権、公務員の選定・罷免権、最高裁判所裁判官の国民審査権など

受益権：国民が国家に対して、自己の人権を護ったり強化するために球を求める権利

→請願権、国及び地方公共団体に対する損害賠償請求権、裁判を受ける権利、刑事補償請求権

人権享有主体性：日本国憲法の人権保障を受ける地位

⇒日本人である自然人を日本国憲法の人権享有主体として予定している

しかし、判例では法人や外国人についても人権享有主体性を認めている

日本国憲法の理解

□統治機構（1）：国会・内閣・裁判所

1. 国会：国権の最高機関であり、唯一の立法機関→衆議院と参議院で構成される
国会の権能…法律案の議決権（59条）、条約の承認権（61条・73条）、弾劾裁判所の設置（64条）
内閣総理大臣の指名（67条）、憲法改正の発議権（96条）
2. 内閣：行政権は内閣に属する（行政権は、すべての国家作用から立法権と司法権を除いたもの（控除説））
内閣の役割…国の行政を統治、外交関係进行处理、条約を締結、予算案を国会に提出、政令を制定、
最高裁判所の裁判官を任命
3. 裁判所：司法権は最高裁判所および下級裁判所（高等裁判所、地方裁判所、家庭裁判所、簡易裁判所）に属する
違憲審査権…法律・命令・規則・処分などすべての国家行為が憲法に適合しているかを審査する権限

□統治機構（2）：地方自治

1. 地方自治の意義

地方自治とは、その地域に住む住民自身が政治問題进行处理し、福祉を増進する制度

①国家権力を国と地方公共団体に分割することにより国家権力の濫用を防止できる

②住民主体の政治を身近で学び実践することができる

・住民自治：地域住民の政治が、住民の意思に基づいて自主的に処理されること

・団体自治：国とは別個の独立した地方公共団体が自らの責任で立法と行政を運営する原理

地方公共団体の事務

・法定受託事務：本来は国の仕事であるが、法令で国に代わって地方公共団体が行う事務

・自治事務：地方公共団体がその責任において行う事務

2. 地方公共団体の組織と権利

地方公共団体：普通地方公共団体と特別地方公共団体により構成

住民の権利：憲法で地方公共団体の首長と議員の直接選挙権（93条）、地方自治特別法の住民投票権（95条）を規定

民法の理解

□民法の全体像

第1編

総則

第1章 通則

第2章 人

第3章 法人

第4章 物

第5章 法律行為

第6章 期間の計算

第7章 時効

第2編

物権

第3編

債権

第1章 通則

第2章 契約

第3章 事務管理

第4章 不当利得

第5章 不法行為

第4編

親族

第5編

相続

民法の理解/契約

□契約の主体

- ・ 人→自然人：出生時から当然に権利能力の主体となる
法人：法律により一定の目的のために権利能力を認められた団体
- ・ 権利能力：私法上の権利義務の帰属主体となることができる資格
- ・ 意思能力：法律関係を発生させる意思を形成し、それを行う形で外部に発表して結果を判断、予測できる知的能力
- ・ 法律行為：法によって行為者が希望した通りの法律効果が認められる行為
- ・ 行為能力：法律行為を単独で行うことのできる法律上の資格

□代理制度⇒代理人が本人に代わって意思表示を行い、その法律効果が本人に直接帰属する制度

- ・ 任意代理：行為能力者であっても、本人自らが代理人を選んで、これに一定の法律行為を行う権限を与えるもの
- ・ 法定代理：法律の規定によって代理権が与えられるもの
- ・ 無権代理：代理権を持っていないものが勝手に代理行為をすること
- ・ 表見代理：無権代理人が真実の代理人であるかのような外観が作出され、その外観を信頼して取り引きした相手方を保護する制度

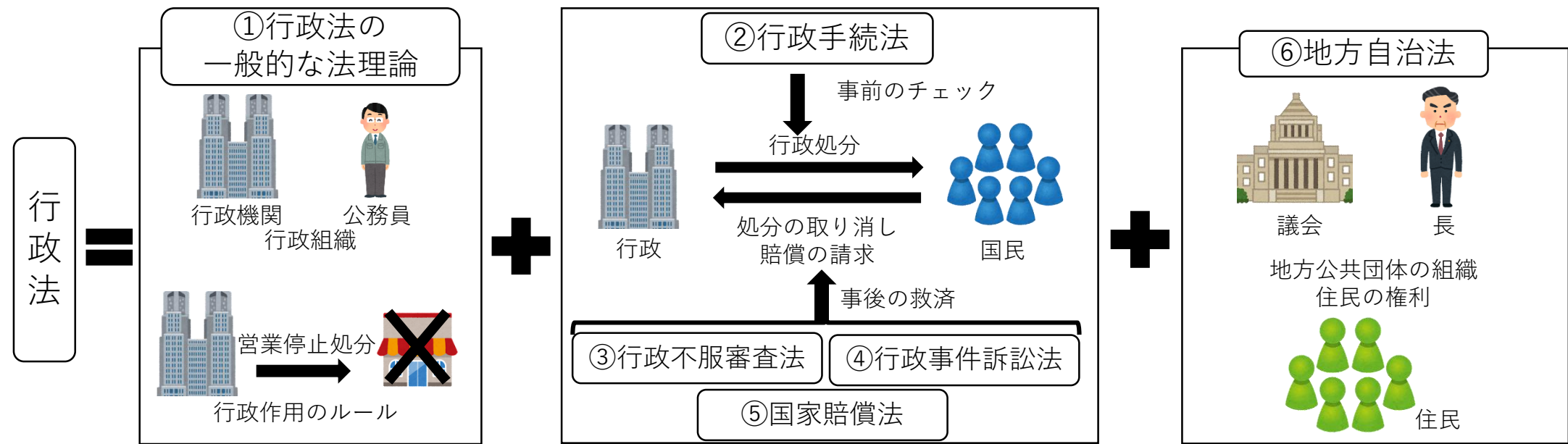
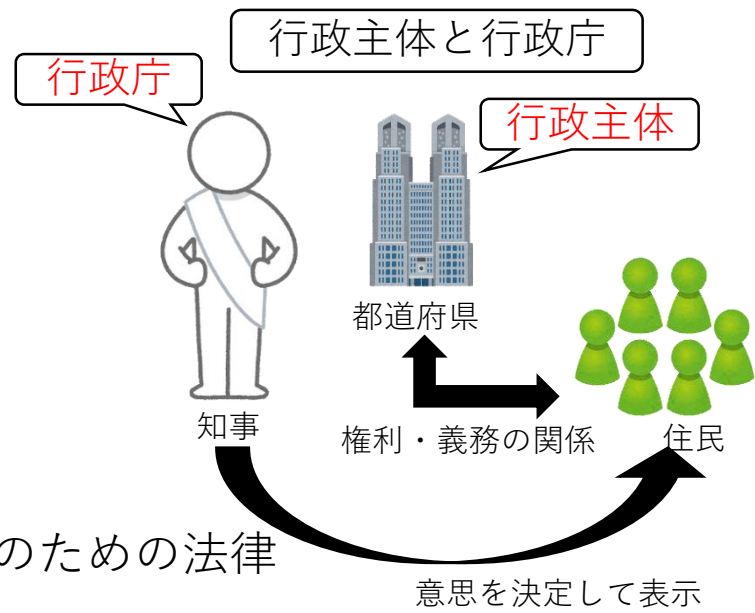
行政法

□ 行政法：行政権にかかわる法律

⇒ 行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法など膨大な数の法律の総称

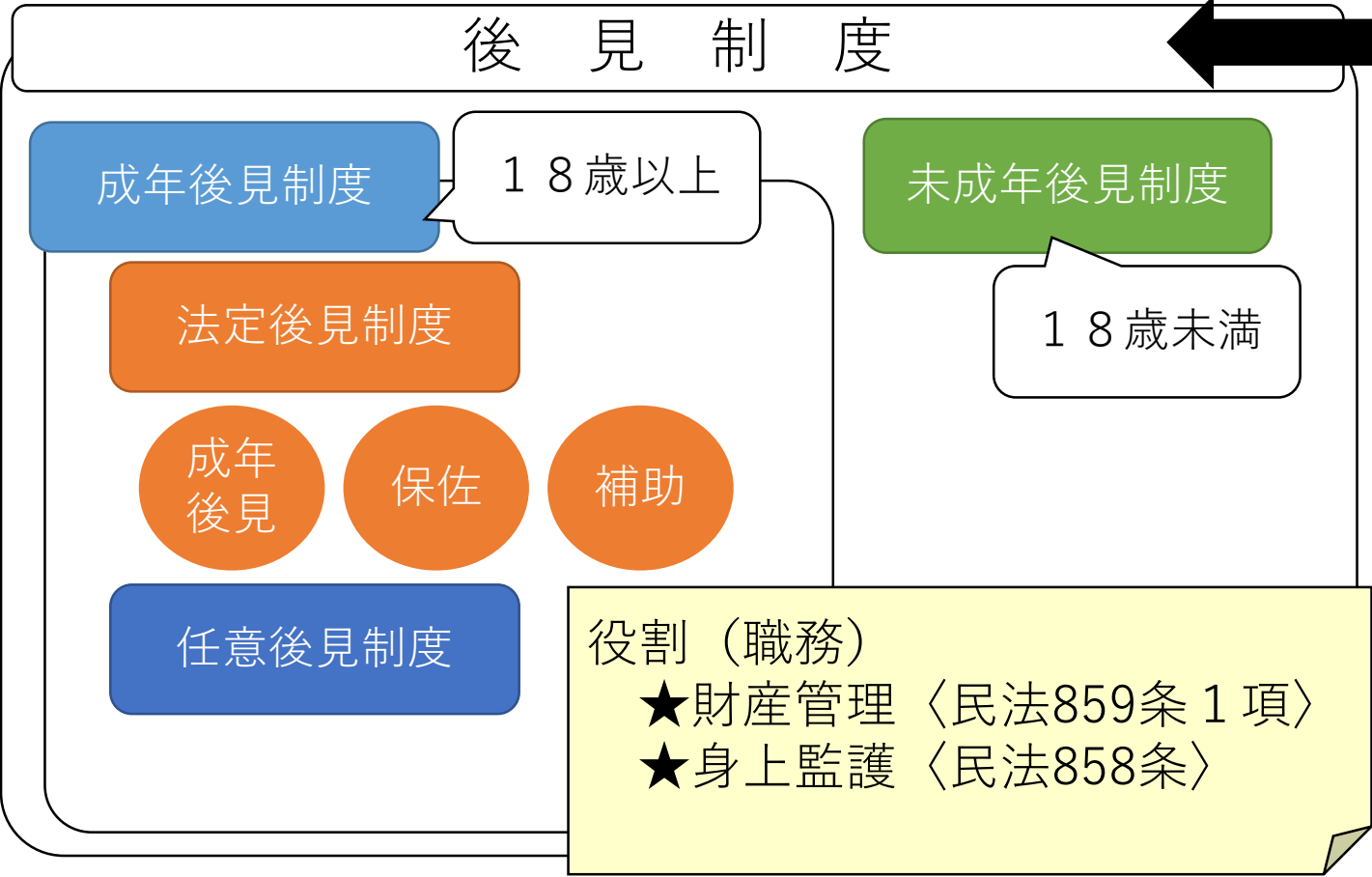
行政法の分類

- ・ 行政組織法 → 国や地方公共団体の内部の仕組みに関する法律
例：国家行政組織法、地方自治法
- ・ 行政作用法 → 国や地方公共団体の外に向けた活動に関する法律
例：行政手続法、行政代執行法
- ・ 行政救済法 → 国や地方公共団体の活動により権利を侵害された国民の救済のための法律
例：行政事件訴訟法、国家賠償法



2. 成年後見制度および関連法

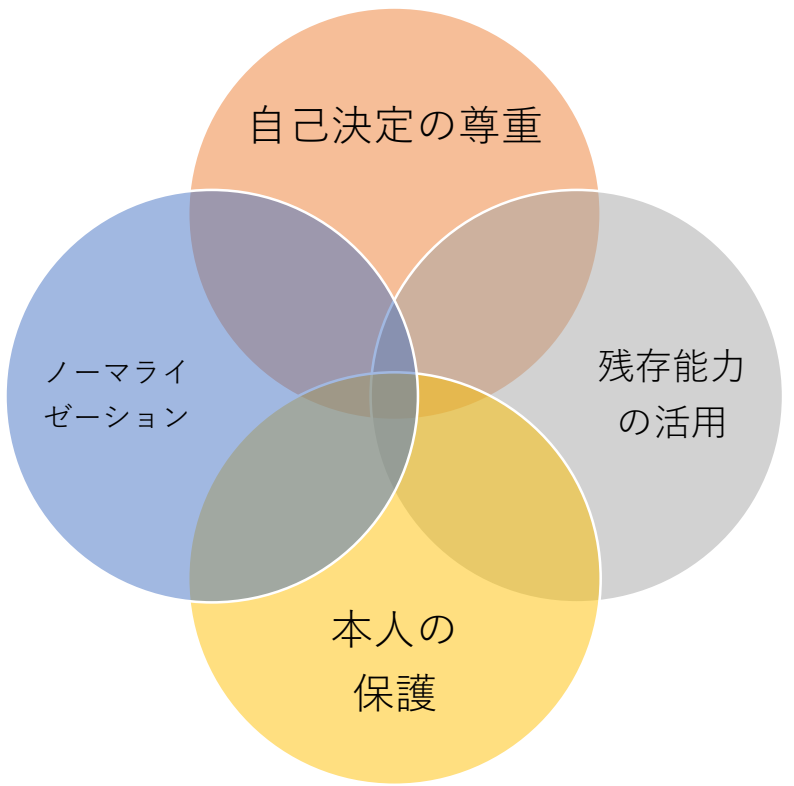
現代の社会的ニーズ、福祉ニーズに対応できない！！



旧制度（禁治産・準禁治産制度）への批判

- ・ 定型かつ硬直的な仕組み
- ・ 軽度の障害者には対応できなかった
- ・ 財産管理偏重の制度
- ・ 用語の差別性
- ・ 戸籍による公示の抵抗感
- ・ 鑑定費用の高額性

- ・ **新しい成年後見制度の基本理念**
 - ・ 自己決定の尊重
 - ・ 残存能力の活用
 - ・ ノーマライゼーション



判断能力が十分ではない状態



認知症高齢者
知的障がい者
精神障がい者

支援
(財産管理・身上監護)

代理権

本人に代わって本人のための
取引や契約などを行う

同意権

本人が重要な財産行為等を行う際に、
その内容が不利益ではないかを
検討して問題ない場合に了承する

取消権

成年後見人など

本人が成年後見人等の同意を得ないで重要な財産行為を行った場合に
成年後見人等がその行為を無効として原状に戻す

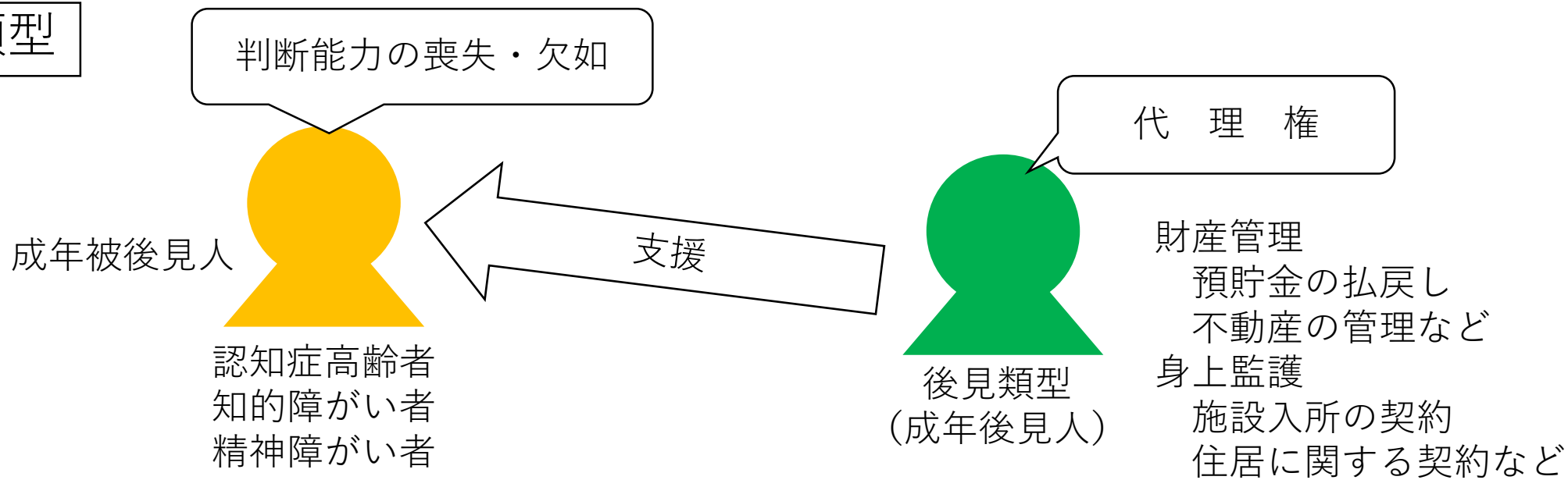
本人の意思の尊重義務、身上配慮義務

- 成年後見人は、成年被後見人の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務を行うにあたっては、成年被後見人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態および生活の状況に配慮しなければならない〈民法858条ほか〉
- 財産を管理する場合、投機的運用は避け、安全・確実な管理・保全を行う必要がある
- 成年被後見人の自己決定の尊重、残存能力の活用、ノーマライゼーションを実現するため、本人の意向・希望をできる限り尊重しながら、積極的に本人の財産を活用する、という視点をもって後見事務を行う必要がある

善管注意義務（善良な管理者としての義務）〈民法644条→民法869条ほか〉

- 業務を委任された人の職業や専門家としての能力、社会的地位などから考えて通常期待される注意義務のこと
- 成年後見人が、後見事務を行うにあたって相応の注意を払う義務を怠り（つまり、善管注意義務に違反して後見事務を処理し）、これが原因で本人に損害を与えてしまった場合には、成年後見人は、成年被後見人に対して損害賠償責任を負う

後見類型



日常生活に関する行為
本人を尊重！！
(取消権の対象外)

- 居住用不動産に関する代理権の制限
(保佐、補助にも同様の制限あり)
- 複数成年後見人制度の導入
- 法人後見人の選任

□ 本人の状態像（実質的要件）

精神上的の障害により判断能力（事理を弁識する能力）を欠く常況にあること〈民法7条〉

⇒ 認知症、知的障害、精神障害のほか、自閉症、事故による脳の損傷、脳疾患による精神的障害等

□ 利用の手続き（形式的要件）

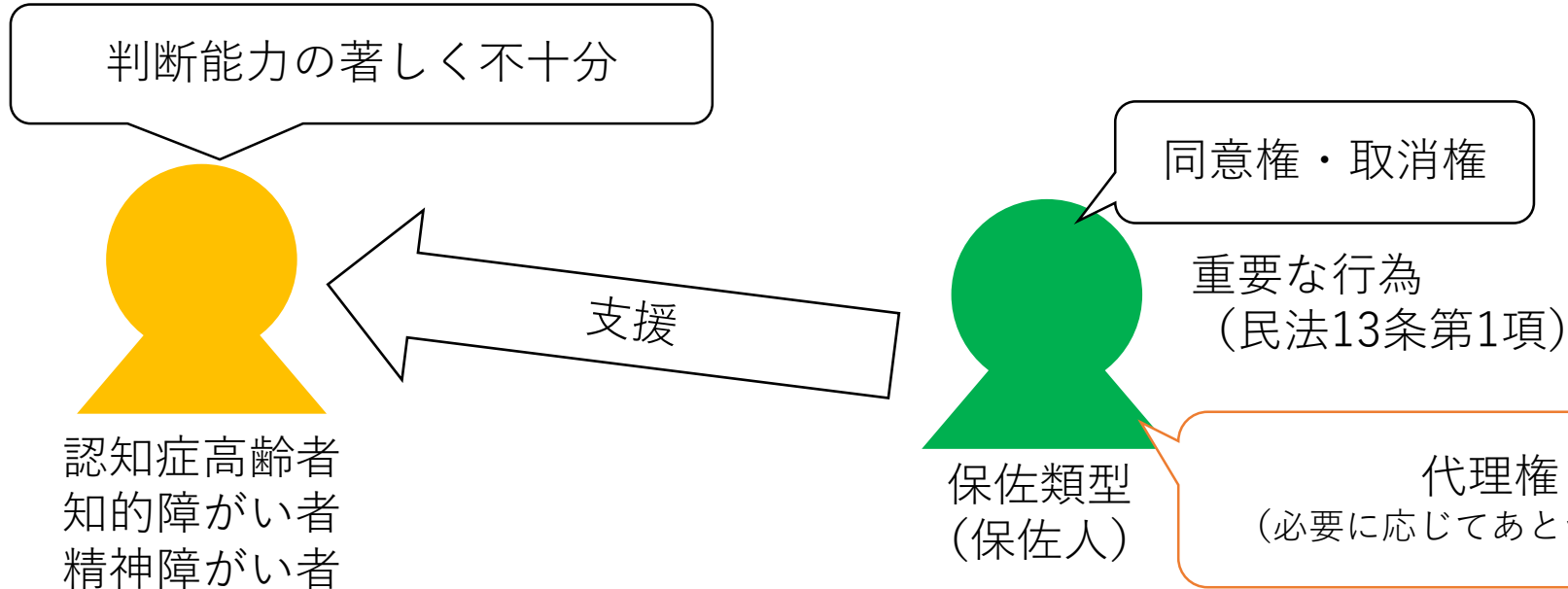
後見開始の審判がなされること〈民法7条〉

⇒ 本人または4親等内の親族などの請求権者から、家裁へ「後見開始の審判」の申立てがされること

□ 成年後見人の選任〈民法843条1項〉

家裁は職権で成年後見人を選任する（複数の後見人、法人後見としても選任される）

保佐類型



□ 本人の状態像 (実質的要件)

精神上的障害により判断能力が著しく不十分であること <民法11条>

【対象者の具体的な例】

- ① 日常の買い物程度は自分でできるが、重要な財産行為は、自分では適切に行うことができず、常に他人の援助を受ける必要がある (誰かに代わってやってもらう必要がある) 人
- ② いわゆる「まだら状態」の人 (ある事柄はよくわかるが他のことは全く分からない人と、日によって認知症の症状などが出る日と出ない日がある人の両方を含む) のうち重度の人

□ 利用の手続き (形式的要件)

保佐開始の審判がなされること <民法11条>

⇒ 本人または4親等内の親族などの請求権者から、家裁へ「保佐開始の審判」の申立てがされること

□ 保佐人の選任 <民法876条の2>

家裁は職権で保佐人を選任する (複数の保佐人、法人保佐としても選任される)

保佐類型

□ 保佐人の権限 → 同意権・取消権

同意権の対象となる行為 ⇒ 民法13条1項に各号に定められた「重要な法律行為」

①元本を受領し、またはこれを利用すること

②借財または保証すること

③不動産その他重要な財産に関する権利の得喪を目的とする行為をすること

④訴訟行為をすること

⑤贈与、和解または仲裁合意をすること

⑥相続の承認もしくは放棄または遺産の分割をすること

⑦贈与の申込みを拒絶し、遺贈を放棄し、
負担付き贈与の申込みを承諾し、又は負担付遺贈を承認すること

⑧新築、改築、増築または大修繕をすること

⑨民法602条に定めた期間を超える賃貸借をすること

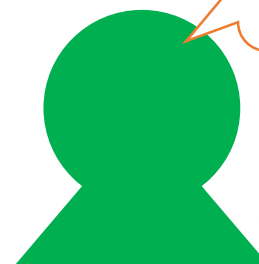
補助類型

判断能力が不十分



認知症高齢者
知的障がい者
精神障がい者

支援



補助類型
(補助人)

同意権・取消権
(必要に応じてあとから付与)

特定の法律行為や重要な行為
(民法17条第1項)

代理権
(必要に応じてあとから付与)

→成年後見人のようにすべての
法律行為に及ぶわけではない

□ 本人の状態像 (実質的要件)

精神上的の障害により判断能力が不十分であること〈民法15条〉

【対象者の具体的な例】

- ①重要な財産行為について、自分でできるかもしれないが、適切にできるかどうか危惧がある人
- ②認知症の症状が、いわゆる「まだら状態」で軽度の人

□ 利用の手続き (形式的要件)

補助開始の審判がなされること〈民法15条〉

⇒本人または4親等内の親族などの請求権者から、家裁へ「補助開始の審判」の申立てがされること

※家裁は、請求に基づき「補助開始の審判」とともに、

必ず「補助人に対する代理権または同意権の付与の審判」をする⇒申立権者は必ず申立てをする

□ 補助の選任〈民法876条の7第1項〉

家裁は職権で補助人を選任する (複数の補助人、法人補助としても選任される)

成年後見登記制度

- 後見登記等に関する法律に基づいて創設された制度
 - ・ 「登記」という方法により管理・証明
 - ・ 開示を求めることができる者を限定 ⇒ 取引の安全性の確保とプライバシーの保護
- 法定後見、任意後見に関する事柄を公示するための登記制度
 - ・ 登記事務⇒法務大臣の指定する法務局もしくはは地方法務局等において電子情報処理組織によって処理
 - ・ 登記情報の開示
 - ⇒ 登記事項証明書 の 交付
 - ⇒ 閉鎖登記事項証明書 の 交付
- 類型：①後見等の登記、②後見命令等の登記、③任意後見契約の登記
- 手続き
 - ⇒ 裁判所書記官または公証人の囑託で行われる登記（原則）
 - ①法定後見開始の審判等の登記、②任意後見契約の登記、③変更の登記、④終了の登記
 - ⇒ 申請に基づいて行われる登記：後見人が申請する必要がある
 - ①変更の登記、②終了の登記、③移行の登記

任意後見制度（任意後見契約）

- 制度の概要：任意後見契約に関する法律
 - 任意後見契約：任意後見契約当事者による契約
 - 任意後見監督人：任意代理人の権限濫用防止

□ 任意後見制度の流れ

① 任意後見契約

委任者が、受任者に対し、精神上的障害により事理を弁識する能力が不十分な状況における自己の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務の全部または一部を委託し、その委託に関わる事務について代理権を付与する委任契約

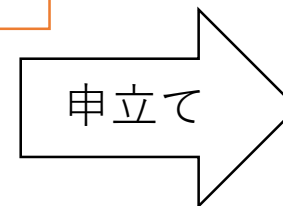
② ポイント

- ・ 家庭裁判所によって「任意後見監督人」の選任された時からその効力を生ずる旨の定めのあるもの（第2条）
- ・ 契約締結に公正証書の作成が要求される要式契約
- ・ 任意後見人の受任（職務）内容は、原則的に法律行為に限定される
- ・ 一般義務として、身上配慮義務および本人の意思の尊重義務が課せられている

判断能力が不十分になった時はお願いね！！



任意後見人



最近、ちょっと心配だなあ…

任意後見制度（任意後見契約）

□ 任意後見人（任意後見受任者）

対象：資格制限がない、法人も可、複数選任も可

→ただし、以下の場合はなれない

- ・任意後見監督人選任の申立てが却下される
- ・法定成年後見人の欠格事由に該当する者
- ・本人に対して訴訟をした者およびその配偶者、直系血族
- ・不正な行為、著しいその他任意後見人としての任務に適しない事由がある者

□ 任意後見監督人

役割：任意後見人を監視・監督し、その権限濫用行為を防止する

⇒常時、任意後見人に対して、事務の報告を求め、任意後見人の事務の状況や本人の財産の状況を調査する
具体的な職務

- ①任意後見人の事務の監督
- ②任意後見人の事務に関する家庭裁判所への定期報告
- ③緊急時における処分行為
- ④任意後見人との利益相反行為における本人の代表がある場合
- ⑤当該任意後見人の解任を請求する

□ 法定後見制度と任意後見制度との関係

⇒ 任意後見優先の原則（第10条第1項）

ただし、任意後見の発動後に、法定後見開始の審判を受けた場合、任意後見契約は終了

任意後見制度（任意後見契約）

□ 任意後見制度の利用形態

- ①将来型：任意後見契約単独利用将来型
- ②即効型：任意後見契約単独利用即効型
- ③移行型：委任契約・任意後見契約併用型

□ 任意後見人の報酬および費用

任意後見人の報酬：無報酬⇒報酬を受ける場合には、特約が必要（民法第648条第1項）

任意後見人の費用

- ・本人は、任意後見人の請求があり次第、事務処理に要する費用を支払わなければならない
- ・任意後見人が事務処理に要する費用を立て替えた場合には、本人から、その費用を支出日以降の利息を含めて償還することができる
- ・任意後見人は、本人のために自己の名で債務を負担した場合には、本人に対し、その債務の弁償または担保の提供をもとめることができる

□ 任意後見の終了

①解除

- ・任意後見監督人選任前：いつでも、公証人の認証を受けた書面によって解除できる
- ・任意後見監督人選任後：正当な理由がある場合に限り、家裁の許可を得て解除できる

②解任

③民法上の委任の終了原因

- ・委任者の死亡・破産
- ・受任者の死亡・破産
- ・受任者が後見開始の審判を受けたとき

3. 日常生活自立支援事業

日常生活自立支援事業

□ 日常生活自立支援事業（2003年からの名称）

⇒福祉サービス利用援助事業を普及・啓発することを目的とした国庫補助事業

□ 背景

- ・1999年10月に「地域福祉権利擁護事業」として制度化
- ・社会福祉基礎構造改革によって福祉サービスの利用形態が、「措置→契約」となることから、判断能力が不十分な高齢者や障害者の福祉サービスの利用を支援し、地域での自立した生活を支えることを制度の目的とした
- ・「福祉サービスの利用援助事業」は2000年の社会福祉法施行で、第2種社会福祉事業に位置付けられた
→社会福祉法第81条：都道府県社会福祉協議会の行う福祉サービス利用援助事業等

□ 目的

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な者に対して、福祉サービスの利用援助等を行い、地域において自立した生活が送れるよう支援する

□ 実施主体

都道府県・指定都市社会福祉協議会

⇒業務の一部を圏域の中核となる市区町村社会福祉協議会（基幹的社協）へ委託できる

□ 対象者

「判断能力が不十分」であり、かつ「事業の契約の内容について判断しうる能力を有している」と認められる者

⇒居宅生活者に限定せず、施設入所者や入院患者も含まれる

日常生活自立支援事業

□ 援助の内容

- ①福祉サービスの利用に関する援助
- ②福祉サービスの利用に関する苦情解決制度の利用援助
- ③住宅改造、居住家屋の貸借、日常生活上の消費契約および住民票の届出等の行政手続きに関する援助、その他福祉サービスの適切な利用のために必要な一連の援助

□ 援助内容の基準

- ①預金の払い戻し、預金の解約、預金の預け入れの手続き等利用者の日常生活費の管理（日常的金銭管理）
- ②定期的な訪問による生活変化の察知

□ 事業による援助の方法

利用者が自ら各種手続きが行えるよう「相談・助言、情報提供」「連絡調整」が基本、必要に応じて「代行」

- ・相談・助言：利用者に同行して、役場や金融機関の窓口等で手続きの説明や助言を行うことも含まれる
- ・代行：本人が作成した契約書等を事業者へ届ける、本人から現金を預かって事業者にサービス利用料を支払う
- ・代理：在宅福祉サービスの利用手続き・費用の支払い、本人が指定した金融機関口座の払い戻し
⇒限定的な対応で、事前に契約締結審査会に諮る

□ 契約の締結と解除

契約の締結：利用者は書面により契約を交わし、援助内容を定めた支援計画によりサービスを利用

契約締結能力に疑義がある場合には、実施主体が設置する「契約締結審査会」に判断を求める

契約締結能力がなくなった場合、成年後見制度を活用して事業を利用することができる

契約の終了：①利用者が解約の申し出をしたとき（いつでも可能）、②本人が死亡したとき

③利用者の施設入所・長期入院により基幹的社協の管轄を超え継続的な援助が難しくなったとき

④利用者が基幹的社協のサービス提供地域外に居所を移転した場合

⑤利用者の意思が確認できないため、本人の生活にふさわしい新たな支援計画が作成できない場合

⑥契約書に定められた契約期間を終了したとき

成年後見制度と日常生活自立支援事業

	成年後見制度（法定後見）	日常生活自立支援事業
担い手	補助人、保佐人、成年後見人 親族 弁護士・司法書士・社会福祉士等の専門職 法人 （家庭裁判所が選任）	都道府県・指定都市社協 事業の一部を市区町村社協等に委託 （専門員、生活支援員による援助の実施）
利用開始の 手続き	家庭裁判所に申立て、家裁の審判 申立てできるのは、 本人、配偶者、4親等以内の親族、市町村長等	委託を受けた市区町村社協等（基幹的社協）に相談・申込み 利用者本人または成年後見人等と社協の契約
利用者の 判断能力の判定	医師の診断書・鑑定書に基づき家裁が判断	「契約締結判定ガイドライン」により専門員が判定 判定が困難な場合には、専門家からなる契約締結審査会で判断
監視、監督	家庭裁判所	契約締結審査会 運営適正化委員会
費用負担	申立費用は申立者負担が原則 後見報酬は利用者負担が原則（家裁が額を決定）	契約前の相談は無料、契約後の援助は利用者負担 1回あたり1,000～1,200円程度 生活保護受給者は無料
両制度の 併用	本人に契約能力がある場合、成年後見制度を利用しているも日常生活自立支援事業の利用ができる 本人に契約能力がない場合、後見人等との間で利用契約の締結ができる（補助・保佐の場合は代理権を持つ場合）	

4. 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度利用支援事業

□ 成年後見制度利用支援事業

概要：権利擁護を図るために、成年後見制度の利用が有効にもかかわらず、利用が困難な人に対し制度の利用を支援する制度

展開：2000年 国の補助事業としてスタート→対象は身寄りのない重度の認知症高齢者で、市町村長申立てに限定
→知的障がい者へ対象拡大（2002年）

2006年 制度改正→障がい者：障害者自立支援法の地域生活支援事業
高齢者：介護保険制度の地域支援事業

現状：高齢者→介護保険法（2006年改正）地域支援事業の任意事業として位置づけ

障がい者→障害者総合支援法（2012年4月～）市町村地域生活支援事業の必須事業として位置づけ

利用対象者：認知症高齢者、知的障害者または精神障害者で、成年後見制度の必要経費の助成を受けなければ制度の利用が困難な人

補助対象：①申立費用（登記印紙代、鑑定費用など）、後見人などの報酬の助成
②パンフレットの作成・配布、説明会の開催など

□ 市町村長申立て

成年後見制度の家裁への申立ては、市町村（首長）も申立てることが認められている

⇒ 老人福祉法32条、知的障害者福祉法28条、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律51条の11の2

対象：①親族がいないかまたは不明な場合、②親族がいても音信不通であったり、申立てを拒否する場合
③虐待等により権利侵害が生じている場合（高齢者虐待防止法9条に一時保護と市町村長申立てが規定）
④福祉サービスの申請・契約など財産管理と身上監護の両面から本人保護を図る など

流れ：2親等以内の親族の有無の確認→3親等または4親等の親族で審判請求をする人が明らかではない
→家裁に後見等の開始の審判の請求→家裁による審判手続き

成年後見制度利用促進

□ 成年後見利用促進法

基本理念：成年後見制度の理念の尊重

⇒ 保佐・補助の利用促進の方策の検討、成年被後見人等の権利制限にかかる制度の見直し
成年被後見人等の医療等に係る意思決定が困難な者への支援等の検討、死後事務の範囲の見直し
任意後見制度の積極的な活用、国民に対する周知

+ 地域の需要に対応した成年後見制度の利用の促進

⇒ 地域住民の需要に応じた利用の促進、地域において成年後見人等となる人材の確保
成年後見など実施機関の活動に対する支援

+ 成年後見制度の利用に関する体制の整備

⇒ 関係機関などにおける体制の充実強化、関係機関等の相互の緊密な連携の確保

基本計画：成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、

「成年後見制度利用促進基本計画」を策定しなければならない（国）⇒2017～2021年の概ね5年間

【ポイント】

1. 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善

⇒ 財産管理のみならず、意思決定支援・身上保護も重視した適切な後見人の選任・交代

⇒ 本人の置かれた生活状況等を踏まえた診断内容について記載できる診断書の在り方の検討

2. 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

⇒ ①制度の広報②制度利用の相談③制度利用促進（マッチング）④後見人支援等の機能を整備

⇒ 本人を見守る「チーム」、地域の専門職団体の協力体制（「協議会」）、コーディネートを行う「中核機関（センター）」の整備

3. 不正防止の徹底と利用のしやすさとの調和

⇒ 後見制度支援信託に並立・代替する新たな方策の検討 ※預貯金の払戻しに後見監督人等が関与

成年後見制度利用促進

□ 地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備

- ・制度を活用し、認知症高齢者や障がい者の財産管理だけでなく、地域での日常生活等を社会全体で支える
- ⇒中核機関（センター）を設置・運営し、権利擁護支援の地域連携ネットワークを動かしていく

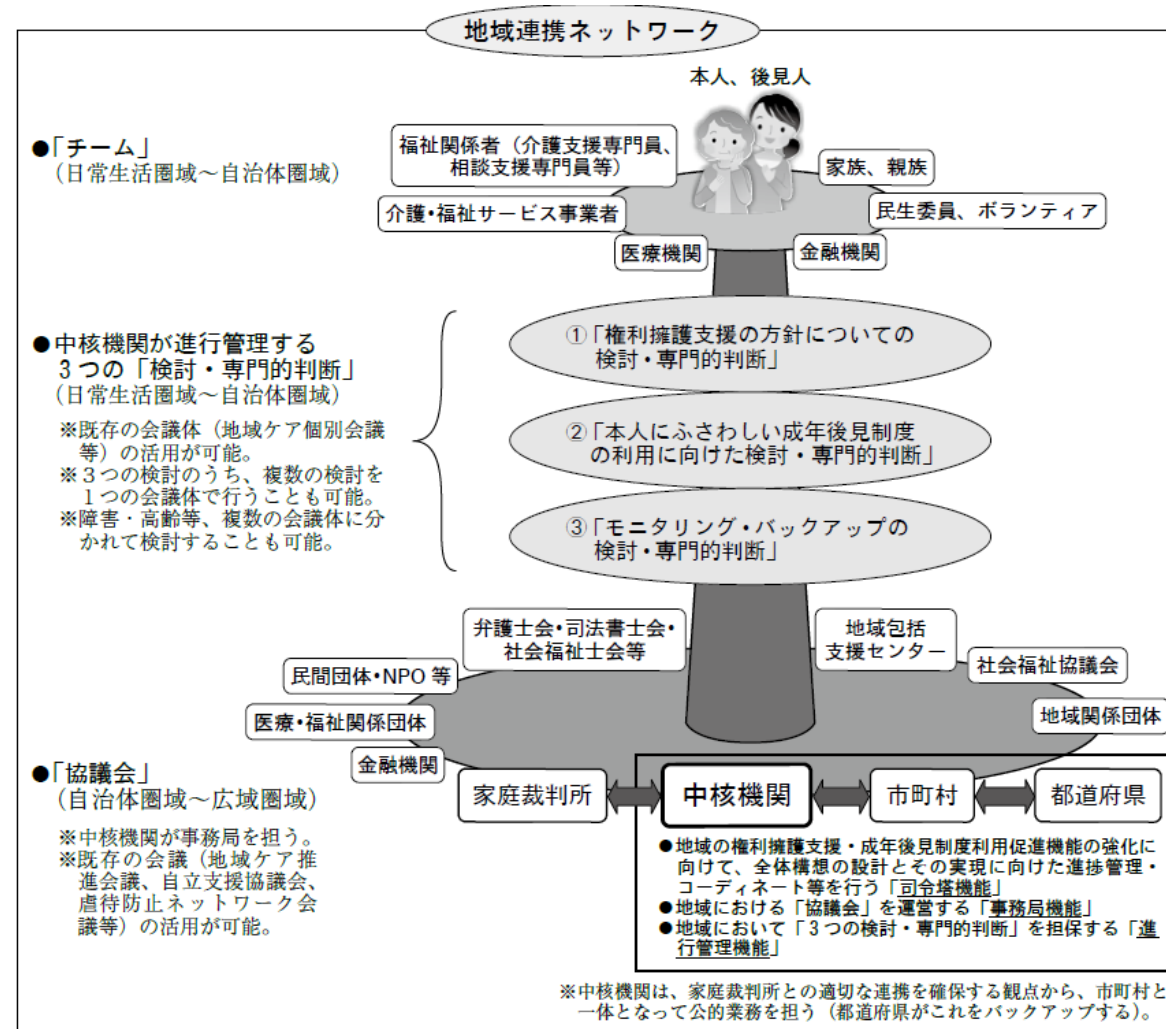
【役割】

- ①地域の権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能の強化に向けて、全体構想の設計とその実現に向けた進捗管理・コーディネート等を行う「司令塔機能」
- ②地域における「協議会」を運営する「事務局機能」
- ③地域において「3つの検討・専門的判断」を担保する「進行管理機能」

※3つの検討・専門的判断：支援方針、候補者推薦、モニタリング・バックアップ

※用語の確認

- ・チーム：本人に身近な親族、福祉・医療・地域等の関係者と後見人がチームになって日常的に本人を見守り、本人の意志や状況を継続的に把握し必要な対応を行う仕組み。
- ・協議会：成年後見等開始の前後を問わず、チームに対し法律・福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行えるよう、各地域において、専門職団体や関係機関が連携体制を強化し、各専門職団体や各関係機関が自発的に協力する体制づくりを進める合議体
- ・中核機関：地域連携ネットワークを整備し適切に協議会等を運営していくための機関



内閣府「地域連携ネットワークのイメージ」を参考に作成。

5. 権利擁護に係る組織、団体の役割と実際

□ 家庭裁判所

家庭の平和と少年の健全育成を図ることを目的に家庭内の紛争や、非行のあった少年の事件を包括的・専門的に扱う裁判所として創設

⇒ 法律的枠組みを前提としながら、心理学・教育学・医学などの科学的・専門的な見地から紛争や非行の背後にある原因を探り、事案に応じた適切・妥当な措置を講じる

組織：本庁（50か所）各都道府県所在地および北海道函館市、北海道旭川市、北海道釧路市
支部（203か所）主要な都市、出張所（77か所）交通不便な地域

職員：裁判官、裁判所書記官、裁判所事務官、家庭裁判所調査官、医務室技官（医師・看護師）
家事調停委員、参与員

取り扱う事件：

①家事事件（家事事件手続法その他法律で定める家庭に関する事件）⇒ 家事審判事件、家事調停事件

・家事審判事件…別表第一事件：成年後見等の開始、後見人・任意後見監督人の選解任、相続放棄、
親権喪失・停止、養子縁組の許可など

別表第二事件：親権者の指定・親権者の変更、子の監護に関する処分、
婚姻費用の分担、遺産分割

・家事調停事件…家庭に関する事件（別表第二事件のほか、夫婦間の離婚など）⇒ 調停前置主義

②人事訴訟事件（人事訴訟法で定める事件）⇒ 夫婦・親子等の関係をめぐる訴訟 ※調停前置主義

夫婦の離婚、養子縁組の離縁、子どもの認知、親子関係の存否の確認

③少年事件 ⇒ 全件送致主義

・犯罪少年：14歳以上20歳未満の罪を犯した少年

・触法少年：14歳未満で刑罰法令に触れる行為を行った少年

・虞犯少年：20歳未満でその性格または環境に照らして、将来、罪を犯し、
または刑罰法令に触れる行為をする恐れのある少年

権利擁護にかかわる組織、団体

□ 法務局（法務省の地方組織の一つ）

→ 民間行政事務：国民の財産や身分を保護する登記、戸籍、国籍、供託に関する事務

訴訟事務：国の利害に関係のある訴訟活動に関する事務

人権擁護事務：国民の基本的な人権を守る事務

組織：法務局（8か所）全国8ブロックに分け、そのブロックを受け持つ機関

地方法務局（42か所）法務局のある都道府県以外の県庁所在地および函館、旭川、釧路

→ 支局（約260か所）、出張所（約120か所）

主な事務：

①登記事務：不動産登記、相続登記、商業・法人登記、成年後見登記

②人権擁護事務：人権擁護委員と協力して、人権侵害による被害者の救済を図るための調査救済活動

国民に人権尊重の理念を広げるための人権啓発活動等

近時新設された制度

①法定相続情報証明制度

相続人が戸籍関係書類等とあわせて、被相続人や相続人の氏名等の法定相続情報を記載した一覧図を提出

→その内容を登記官が確認して、対外的に証明する制度

②自筆証明遺言の保管制度

法務局で自筆証明遺言を保管し、遺言者の死亡後に相続人や受遺者が

遺言書の保管の有無の調査（遺言保管事実証明書¹の交付請求）、

遺言書の写しの請求（遺言書情報証明書²の交付請求）、遺言書の閲覧をすることができる制度